

第 55 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 2 年 7 月 15 日 (水) 午後 1 時から午後 3 時 55 分

2 開催場所 久賀公民館 2 階 大ホール

3 出席農業委員 (12 人)

1 番	廣岡	隆義
2 番	宮城	恵子
3 番	淺原	豊
4 番	中河	洋作
5 番	星出	栄一
6 番	山村	助
7 番	角井	雅之
8 番	南方	敏男
9 番	山本	孝雄
10 番	瀬川	一郎
13 番	袴田	光夫
14 番	安本	貞敏 (会長)

4 欠席農業委員 (2 人)

11 番	竹本	よし江
12 番	小柳	貴史

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (5 人)

4 番	濱田	尚孝
8 番	河杉	龍二
9 番	松本	康男
11 番	河久保	武史
14 番	東谷	邦夫

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 1 農地改良の届出について

審査会 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

その他 諸連絡等

8 農業委員会事務局職員

事務局長 瀬川 洋介

書記 中村 作

書記 末長 寿規

局長	<p>おはようございます。定刻になりましたので只今より第 55 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。開催に先立ちまして、ご報告とお願ひがございます。今回の総会で、この顔ぶれでの会は最後になりますが、半数くらいの方は続けていただけるということで大変心強く思っておりますが、今日で退任される方、3 年間大変お世話になりました。ありがとうございました。ご報告なのですが、豪雨で、農道などの土砂崩れの相談が農林課に 34 件あります。予算を確保して、崩土を取り除くなどの対応をしております。業者の都合がなかなかつかず、しばらくはご不便ですが、順次対応をしております。それから、有害鳥獣の柵の補助なのですが、同じ場所には 3 年間、補助を付けられないのですが、この豪雨で被害を受けて作り直さなくてはいけない、設置しなおさなくてはいけないという方には 3 年以内であっても同額の補助をするということを昨日の朝決定いたしました。ホームページや広報、回覧なども考えておるのですが、防護柵が壊れて困っている方がいたら、農林課に電話するようにお伝えいただければ幸いです。それでは、総会を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>こんにちは。新型コロナの感染拡大もなかなか落ち着きませんが、先般の豪雨で、大島も含めて被害があちこちで出ております。早い梅雨明けを待つておるのですが、ニュースでは 21 日ごろの予定ということでした。本日はたいへんお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の附議事項は、議案 7 件、審査会 15 件、報告事項 3 件、その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者について報告いたします。在任する委員総数は 14 名、本日の出席委員、12 名、欠席委員 2 名でございます。本日出席要請をした農地利用最適化推進員は 5 名、全員ご出席いただいております。よって、過半数の出席ですので周防大島町農業委員会會議規則第 8 条の規定により、総会は成立了しております。次に議事録署名人の指名をさせていただきます。角井委員と瀬川委員によろしくお願ひをいたします。それでは議事に入りますが、最初の議案については、私の担当議案ですので、議事の進行を廣岡職務代理と交替します。</p>
職務代理	<p>(席はそのままで議事を進行)</p> <p>それでは日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	議事に入る前に、一部資料の訂正があります。議案書の議案第2号農地法第5条の許可申請について申請人の住所を椋野と記載しておりますが、正しくは西安下庄です。お詫びして訂正いたします。では、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1 申請人、譲受人、秋（氏名）譲渡人、東京都府中市（氏名）申請地、秋、字尾崎地番●●●●、地目畠、現況畠、面積493m ² 、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在2,740m ² 、取得後3,233m ² となります。それでは、農地法3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は1~4ページをご覧ください。本事案については、農業後継者もおらず農地を売却したいと計画していた譲渡人の要望に、以前から経営規模を拡大しようと計画していた譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数を見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に、第5号の下限面積要件ですが、この後の事例と併せて本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件についてですが、山口県農協の組合員であり、組合活動にも積極的に活動し、周辺農業者と定期的な会合を行う計画であるため周辺農地の効率的かつ総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
職務代理	引き続きまして地区担当の安本委員、及び東谷委員からその後の補足説明等がありましたらお願ひいたします。
14番	東谷さんと現地を見てまいりました。この申請は、相談の段階から東谷さんがお世話をされていました。説明が重複しないため、詳しくは東谷さんからお話をいただければと思います。お願ひいたします。
推委14番	東谷です。譲受人から相談があり、お話を伺っておりました。3ページの右側の写真なのですが、この●●●●が宅地です。軽トラックがぎりぎり通れる道があって、申請地があります。本人は現在78歳と高齢ではありますですが、お元気でまじめな方です。耕作している面積も利用権で借りている面積を含めて

	要件を満たしています。ご審議をよろしくお願ひします。
職務代理	只今の事務局及び担当委員の説明でご質問等はございませんか。角井委員。
7番	今まで作られていたみたいですが、梅とみかんでは農薬も使うものが変わつて來るので、必要に応じて指導を受けていただければと思います。
職務代理	他にございませんか。 (質問等なし)
職務代理	ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	挙手全員であります。よって本件は許可することに決定いたします。それでは議事の進行を安本会長に戻します。
議長	続いてNo.2に移りますが、当議案は瀬川委員に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、瀬川委員は議事に参与することができません。従いまして、瀬川委員には一旦会場から退室していただき、審議が終了後に再入室していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。 (退室)
	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2 申請人、譲受人、戸田（氏名）譲渡人、戸田（氏名）申請地、戸田、字赤石、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積1,802m ² 、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在16,293m ² 、取得後18,095m ² となります。それでは、農地法3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5~8ページをご覧ください。本事案については、農家用住宅に隣接し、自家消費用の作物を耕作したいと計画していた譲受人の要望に、譲渡人が答

えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を耕作するものと考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、採草放牧地が本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、大島酪農協同組合に加入しており、農業委員、推進委員や周辺農家と情報交換等話し合いながら、耕起から収穫まで一連の作業を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の袴田委員、及び河久保委員からその後の補足説明等がありましたらお願ひいたします。

13番 袴田です。河久保さんと現地を見てまいりました。譲渡人はみかん栽培以外にガソリンスタンドを経営されていて、そのお仕事もありますので、みかんの管理が大変ということで、譲りたいということでした。譲受人は農業を一生懸命されている方ですので、良かったと思います。以上です。

議長 河久保委員さん、ございませんか。

推委11番 袴田さんと現地に行ってまいりました。5条の申請にも関連があるのですが、これは後で説明します。譲受人は農業を一生懸命しておりますし、昔から大島に住んでおられますので近所の方もこの方の人柄をわかっているし、とても良いことだと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。只今の事務局及び担当委員の説明でご質問等はございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。

議長 本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定いたします。
それでは、瀬川委員の再入室をお願いいたします。

(再入室)

続いてNo.3 の説明をお願いします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、
No.3, 4, 5は、関連がありますので一括してご説明させて頂きます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3 申請人、譲受人、西屋代（氏名）譲渡人、東三蒲（氏名）申請地、西屋代、字川地、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 210 m²、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在 0 m²、取得後 210 m²となります。
それでは、農地法3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、9~12 ページをご覧ください。それでは、農地法3条第2項各号の事項について説明します。本事案については、農家用住宅に隣接し、主に自家消費用の作物を耕作して生活の安定は図りたいと計画していた譲受人の要望に、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を耕作するものと考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、このあとの事案と併せて本町の下限面積 30a を超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、これまで耕作していたたまねぎ等を譲渡人から技術指導を受けながら耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。

引き続きNo.4 の説明に入ります。申請人、譲受人、西屋代（氏名）譲渡人、

東三蒲（氏名）申請地、西屋代、字中原、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 2,317 m²、同じく地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 320 m²、計 2,637 m²、権利の種類は貸借権による権利の設定、契約の内容は使用貸借です。経営面積は現在 0 m²、取得後 2,847 m²となります。

それでは、農地法 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、12~15 ページをご覧ください。それでは、農地法 3 条第 2 項各号の事項について説明します。本事案については、農家用住宅に隣接し、主に自家消費用の作物を耕作して生活の安定は図りたいと計画していた譲受人の要望に、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を耕作するものと考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の下限面積要件ですが、このあとの事案と併せて本町の下限面積 30a を超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第 6 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 7 号の地域調和要件ですが、周辺は休耕地ばかりですが、休耕地を開墾して野菜等を栽培するため貸付人から技術指導を受けながら耕作する計画であり、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。

引き続き No.5 の説明に入ります。申請人、譲受人、西屋代（氏名）譲渡人、東屋代（氏名）申請地、東屋代、字中村、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 987 m²、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在 0 m²、取得後 3,834 m²となります。それでは、農地法 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、16~19 ページをご覧ください。それでは、農地法 3 条第 2 項各号の事項について説明します。本事案については、主に自家消費用の作物を耕作して生活の安定は図りたいと計画していた譲受人の要望に、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を耕作するものと考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断さ

れます。次に第5号の下限面積要件ですが、このあとの事案と併せて本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、野菜等を栽培するため貸付人から技術指導を受けながら耕作する計画であり、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の中河委員、及び河杉委員、松本委員からその後の補足説明等がありましたらお願ひいたします。

4番 №3.4は松本さんと現地に行ってまいりました。№5は河杉さんと見てまいりました。№4は荒れていますが、少しずつきれいにするということで、№5は草を刈ればすぐに使えそうです。

議長 松本委員さん、ございませんか。

推委9番 申請地の近くにはハチマキ道路という道があって、通作は家から10分くらいと、良い場所だと思います。№4は手がかかるかもしれません、№5の貸付人が開墾に協力するということでございました。以上です。

議長 河杉委員さん、ございませんか。

推委8番 №5についてですが、ここは家の下の段に貸付人の息子さんが住んでいて耕作をしていた状態です。№4に関しては貸付人は重機も持っていますし、こういうことは手馴れていていますので、きれいにできると思います。

議長 はい、ありがとうございました。只今の事務局及び担当委員の説明でご質問等はございませんか。角井委員。

7番 開墾して軌道に乗った後の作物は、自家消費だけの量にはならないと思うのですがの販路もご検討いただければと思います。

事務局 ありがとうございます。軌道に乗れば、知人への配布なども考えているようございます。

議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は許可することに決定いたします。続いて日程 2、議案第 2 号の審議に移りますが、当議案は瀬川委員に関する事項になりますので農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき、瀬川委員は議事に参与することができません。従いまして、瀬川委員には一旦会場から退室していただき、審議が終了後に再入室していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>(退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請について、No.1 申請人、譲受人、戸田（氏名）、譲渡人、戸田（氏名）、申請地、大字戸田、字赤石、地番●●●●、地目畠、現況荒廃、面積 759 m²、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。事業計画は農家用住宅です。その他参考といたしまして第 3 種農地です。担当委員は袴田委員と河久保委員です。続いて許可基準について説明します。資料は 20~25 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場沖浦出張所から東南東に約 98m の位置にある第 3 種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は戸田で酪農を営む個人で、現在は約野に住んでいるが、家族も増え勤め先である牧場の近くに農家用住宅を建築したいとの計画に、譲渡人が要望に応えたものであります。また、事業の実施のために他に適当な土地が無いことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関の通帳の写し及び住宅ローンの借審査申込書の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、</p>

該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり、また当該土地の売買契約書の写しが添付されており確実であると考えます。次に行政手続の見込み、協議の状況等についてですが、町建設課に道路占用許可手続き中です。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、非農地を利用する計画はなく、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、農家用住宅の場合における適正な敷地面積概ね1,000m²以下であり、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の袴田委員、並びに河久保委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

4番 3条の申請にも関連があったのですが、譲受人は現在借家に住んでおられるのですが、お子さんも大きくなって自分の住宅を、また、通作に便利な場所に家を建てるということで、とても良いことだと思います。

推委11番 申請地は隣の道路に水路もあり、風が強い場所からも少し外れております。周囲への影響も、何も問題ないと思います。若い人が家を建てられるという事で、地域の方も喜んでおられます。とても良いことです。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

7番 これは、先程の3条の農地と併せて取得ということですか。

事務局 そうです。

議長 他にございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。よって本件は許可することに決定をいたします。それでは、瀬川委員の再入室をお願いいたします。

(再入室)

続いてNo.2 の説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請について、No.2 申請人、譲受人、西安下庄（氏名）、譲渡人、兵庫県神戸市（氏名）、申請地、大字椋野、字山崎第一、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 69 m²、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。事業計画は農家用住宅です。その他参考といたしまして第 3 種農地です。担当委員は南方委員と濱田委員です。続いて許可基準について説明します。資料は 26~30 ページをご覧ください。農地の区分は、役場椋野出張所から南西に約 349m の位置にある、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲渡人は県外に在住しており管理が困難な状態であり家屋とそれに隣接する農地を売却したいと計画していたところ、譲受人が要望に応えたものであります。また、事業の実施のために他に適当な土地が無いことから、候補地の選定は適当であると考えます。なお、本事案は、約 20 年前に譲渡人のお父さんが、一部農地にはみ出した形で家屋を増築しているため、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後 1 年以内に完了の予定であり、また 5 条許可後に当該土地の所有権移転についての承諾書の写しが添付されており確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、隣接既存住宅と一体的に活用する計画であり確実であります。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生し

ないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の南方委員、並びに濱田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

8番 行政書士さんに連絡してみたところ、以前から購入しているが、住所はまだえていないということでした、周囲の影響などは特にないと思います。

議長 濱田委員さん、ございませんか。

推委4番 特にありません。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は許可することに決定をいたします。それでは、日程3、審査会、農振法に基づく農地利用計画変更について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.1 所有者、東三蒲（氏名）事業実施主体、東三蒲（氏名）申出地、東三蒲、字市丸、地番●●●●、地目田、現況田、面積 1,329 m²、同じく西屋代、字唐臼、地番●●●●、地目田、現況樹園地、面積 553 m²、同じく地番●●●●、地目田、現況樹園地、面積 932 m²、計 2,814 m²、変更区分は編入です。事業計画につきまして中山間地域等直接支払事業へ参加するためです。担当委員は星出委員と岡村委員です。それでは申請の経緯についてご説明いたします。申出者は町内に在住する個人で、東三蒲については長男、西屋代については長女用の住宅用地として除外申請の許可を受けていたが、2人ともそれぞれ別の土地に住宅を建築したため、宅地利用の目的がなくなったため、農用地の利用の効率化を促進する

ことを目的に農業振興地域への編入するものであります。2 地区とも樹園地として活用しております、編入後は、2 地区とも中山間直接支払制度を活用した事業活用を予定しております。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の星出委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

5 番 申請地は、東三蒲も屋代もみかんを植えてきれいに管理しておられるので、全く問題ないと思います。以上です

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.2 の説明をお願いいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.2, 3, 4 は関連があるため一括でご説明いたします。No.2 所有者、小松開作（氏名）事業実施主体、広島市（事業者名）申出地、土居、字平田、地番●●●●、地目畠、現況樹園地、面積 1,506 m²、同じくNo.3 所有者、東大阪市（氏名）事業実施主体、広島市（事業者名）申出地、土居、字平田、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 1,237 m²、同じくNo.4 所有者、千葉県印旛郡（氏名）事業実施主体、広島市（事業者名）申出地、土居、字平田、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 1,432 m²、変更区分はNo.2, 3, 4 全て除外です。事業計画、用途といたしまして太陽光発電設備の設置です。担当委員は角井委員と船井委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場日良居出張所から南東に約 585m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は町外で建築業等を営む会社で、日当たりの良い申出地を借り受け、パネル設置面積 528.85 m²、発電量 49.5 k w の太陽光発電設備を設置し、売電収入により生計

の安定を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町内の別地区に居住しており、高齢と持病のため他者に草刈りを依頼して自己保全管理を行っていたが、後継者も不明確なため、生計の安定を目的として自己所有地を貸し付け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込みの関係と、生活道沿いのため車輌の進入が容易であることを鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、東側が生活道、北側はNo.3、4で説明する農地と接しており、これらの2農地の北が宅地及び農振白地と接した二辺を非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。それでは、No.3の申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場日良居出張所から南東に約526mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。申出者は町外に住所を有する個人で、日当たりの良い申出地を借り受け、パネル設置面積528.85m²、発電量49.5kWの太陽光発電設備を設置し、売電収入により生計の安定を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適當であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は県外に居住しており、高齢で管理が困難となり、後継者も不明確なため、生計の安定を目的として自己所有地を貸し付け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込みの関係を鑑

みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、東側が農振白地及びNo.2、4で説明する農地と接しており、北側が宅地及び農振白地と接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場日良居出張所から南東に約578mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。申出者は県外で主に情報通信事業を営む会社で、日当たりの良い申出地を借り受け、パネル設置面積528.85m²、発電量49.5kWの太陽光発電設備を設置し、売電収入により生計の安定を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は県外に居住しており、高齢で管理が困難となり、後継者も不明確なため、生計の安定を目的として自己所有地を貸し付け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込みの関係を鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、東側が生活道、北側が農振白地及びNo.3で説明した農地と接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用

の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の角井委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

7番 申請地は宅地や山林に囲まれていて、この地域自体は基盤整備の計画にも入っているのですが、除外はやむを得ないのではないかと思います。順調にいけば申請を出して年末くらいから工事に入るのだと思います。こういう基盤整備の計画がある地域での申請は、話を持ってこないようにできないのかな、とは思いました。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.5の説明をお願いいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.5 所有者、西三蒲（氏名）事業実施主体、広島市（事業者名）申出地、東屋代、字志度石、地番●●●●、地目田、現況田、面積 2,317 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といったとして太陽光発電設備の設置です。担当委員は中河委員、河杉委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場大島庁舎から南東に約 3.1 km に位置する、過去に公共投資の

対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。申出者は県外で主に建設業を営む会社で、日当たりの良い申出地を借り受け、パネル設置面積 528.85 m²、発電量 49.5 kW の太陽光発電設備を設置し、売電収入により生計の安定を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は3名おり、町内の他地区及び県外に居住している個人で、高齢で管理が困難となり、後継者も不明確なため、生計の安定を目的として自己所有地を貸し付け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込みの関係を鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、南側及び西側が県道に接した二辻非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む扱い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の中河委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

4番 中河です。河杉委員さんと現地に行ってまいりました。県道の山側で、屋代ダムの景観に影響がないかとは少し思いましたが・・・以上です。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようで、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.6の説明をお願いいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.6 所有者、岩国市（氏名）事業実施主体、岩国市（氏名）申出地、西屋代、字中田、地番●●●●、地目田、現況雑種地、面積 136 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして駐車場 2 台、庭園です。担当委員は中河委員と松本委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場大島庁舎から北に約 437m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は町外に居住する個人で、駐車場及び庭園として自己用住宅の敷地拡張で活用する計画であります。なお、本事案は昭和 50 年頃に既に宅地の一部として活用されている違反転用となります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町外居住している個人で、昭和 50 年頃より住宅敷地内の一 部として使用されてきており、今後も駐車場及び庭園として活用しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、隣接する宅地との関係を鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、北側及び西側が同所有者の宅地に接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む扱い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかにつ

いてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の中河委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

4番 ここは既に、昭和50年ごろから庭園の一部となっています。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.7 所有者、柳井市（氏名）事業実施主体、伊保田（氏名）申出地、伊保田、字角脇、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 215 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして墓地30区画です。担当委員は淺原委員と中本委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場油田出張所から北西に約 1.6 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。申出者は町外に居住する個人で、小伊保田地区の既存墓地が不足してきたため、新たに墓地30基設置できる場所として活用する計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町外居住している個人で、小伊保田地区の山手にあった墓地を海側に移設してきたが、この度海側の敷地が不足したため、近隣の本農地を転用して新たに30基設置できる墓地として転用しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、隣接する宅地との

関係を鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、北東側が生活道、北西側が山林に接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の淺原委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

3番 この地域は高齢者が多いので、山のお墓に行くのが大変なので、近くに、ということのようで、近くに既にもう一か所、お墓があります。そこがいっぱいになってしまったため、今回の申請となりました。既に希望者が15名くらいいる、ということでした。除外が済んでから転用の申請もするということです。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

転用に関しての事前の相談もなくとりあえず除外、ってどうなんですか。受けてもらえなかった時のことを考えていないうことですか。

事務局 生活衛生課の方には既に相談があり、情報提供もありました。契約までは確認がとれていませんが、お話を聞いています。確認不足があったことは申し訳ございません。

議長 他にございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.8 の説明をお願いします。

事務局

農振法に基づく農地利用計画変更について No.8 所有者、吳市（氏名）事業実施主体、吳市（氏名）申出地、外入、字竹之内、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 1,202 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして現況証明願いの願出です。担当委員は山本委員と青木委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場白木出張所から東に約 674m に位置する、過去に公共投資の対象となつていない農用地区域内にある農地です。申出者は県外に居住する個人で、昭和 60 年頃から高齢のため耕作を放棄しており、現況が山林化しているため、農業委員会へ現況証明願を提出する計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は県外に居住している個人で、35 年以上耕作されていない農地について、農業委員会にて非農地判断しようとするものです。現況は山林化しております、当該地以外に農地はないため、代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、北側及び東側が山林に接した二辺非農地となっており、隣接する農地や土地改良施設も荒廃しているため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農

地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の山本委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

9番 青木さんと現地に行ったのですが、問題ないと思います。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.9 所有者、伊保田（氏名）事業実施主体、福岡市（事業者名）申出地、伊保田、字石原下、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 1,459 のうち 4 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして携帯電話無線基地局の設置です。担当委員は淺原委員と中本委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場油田出張所から北西に約 1 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当いたします。申出者は町内に在住する個人で、小伊保田地区の携帯電話端末の品質向上を目的に、コンクリートポールタイプの基地局を設置するために賃貸借契約 10 年で転用する計画であり、事業主体の申し出に所有者が応じたものです。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、公共性がある事業計画で確実に実施され、必要とする面積も適当であり、広域に見通しが確保できる場所を要することであるため、申請地以外に適当な場所はないと考えられます。次に対象の農

地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は西側の町道と接し、北側の町道から 1.6m離れた土地の縁辺部で、防風林に隣接する場所を変更する計画であり、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む扱い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。公共性に資するの転用なので、総会でお諮りして、許可は既に出ております。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の淺原委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

3 番 淺原です。この場所は携帯の電波が悪いということで、設置されました。みかん園の端の方で、場所があまり良くないかな、とは思いましたが、そこは、業者もことわりを言っておられました。

只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

7 番 許可が出ているんですか。

事務局 公共性に資する転用なので、農業振興地域であっても転用できますので、困惑されたかもしれません、このように転用後の除外となりました。

議長 他にございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.10 の説明をお願いいたします。

事務局

農振法に基づく農地利用計画変更について No.10 所有者、日見（氏名）事業実施主体、福岡市（事業者名）申出地、日見、字里、地番●●●●、地目田、現況畠、面積 1,291 のうち 9 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といったとして携帯電話無線基地局の設置です。担当委員は瀬川委員と河久保委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場沖浦出張所から北西に約 2.8 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は町内に在住する個人で、日見地区の携帯電話端末の品質向上を目的に、コンクリート柱タイプの基地局を設置するために賃貸借契約 20 年で転用する計画であり、事業主体の申し出に所有者が応じたものです。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、公共性がある事業計画で確実に実施され、必要とする面積も適当であり、広域に見通しが確保できる場所を要することであるため、申請地以外に適当な場所はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は町道から 7m 離れた農地の縁辺部に接した一部を変更する計画であり、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。こちらも工事

が済んでおります。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の瀬川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

10番 こちらも既に鉄塔が建っておりました。

只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

議長 ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

休憩前に引き続き、会議を開きます。続いてNo.11の説明をお願いいたします。

事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.11 所有者、事業実施主体、(事業者名) 申出地、西三蒲、字筆ヶ内、地番●●●●、地目畠、現況山林、面積 100 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして送電用鉄塔の建設です。担当委員は星出委員と岡原委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場蒲野出張所から北西に約 2 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は県外で送電事業等を営む会社で、既存の鉄塔の老朽化に伴う建替工事を目的に、町内に 2 基の鉄塔の内 1 基を設置するために転用する計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、公共性がある事業計画で確実に実施され、必要とする面積も適当であり、海峡横断部分の鉄塔であるため建設位置は限定されるため、申請地以

外に適当な場所はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は西側が里道、南側は山林に隣接した農地の一部を変更する計画であり、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、西側里道は用途廃止され、当該事業の用に供するが、その他の周辺の既存の施設は加工しないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていました。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。こちらもNo.9.10と同じで工事が始まっています。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の星出委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

5番 星出です。譲渡人にお話を伺いました。これはもう、公共的な工事なので、やむを得ないと思いますし、早い着工が出来たらと思っています。私からは以上です。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.12について説明をお願いいたします。

事務局

農振法に基づく農地利用計画変更について No.12 所有者、日見（氏名）事業実施主体、日見（氏名）申出地、日見、字原、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 2,134 のうち 986 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といしまして太陽光発電設備の設置です。担当委員は山本委員と青木委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場大島庁舎から南南西に約 2.3 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は町内に居住している個人で、高齢となり農地の管理が困難となってきたため、農地の一部を、パネル設置面積 307.28 m²、発電量 49.5 kW の太陽光発電設備を設置し、農業規模の縮小を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町内に居住している個人で、高齢で管理が困難となり、後継者も遠方に居住しているため、農業規模の縮小と環境問題への取組を目的として、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込み等工事の関係を鑑みて、他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は集団農地の縁辺部で北側及び西側が山林に接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む扱い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の瀬川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

10番瀬川です。太陽光による周囲への影響はなさそうでした。以上です。

議長只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いてNo.13は私の担当ですので、議事の進行を廣岡職務代理と交替します。

(席はそのままで議事を進行)

職務代理事務局より説明をお願いいたします。

事務局農振法に基づく農地利用計画変更について No.13 所有者、西方（氏名）事業実施主体、西方（事業者名）申出地、秋、字若宮、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 1,874 のうち 749 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして太陽光発電設備の設置です。担当委員は安本委員と東谷委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場橋庁舎から南西に約 2.7 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は太陽光発電による発電事業を営んでいる会社で、発電事業を目的に農地の一部を、パネル設置面積 276.29 m²、発電量 40.5 kW の太陽光発電設備を設置し、会社の収入の安定を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町内に居住している個人で事業実施者の妻であり、発電をして、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込み等工事の関係を鑑みて、他に代替地はないと考えられます。次

に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は集団農地の縁辺部で北側及び西側が宅地及び農振白地に接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の安本委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

14番

東谷さんと現地を見てまいりました。所有者は西方に住んでいて、少し離れているので、まともに管理をすることができず、太陽光にすることに決めました。周囲の土地の所有者の同意も既にとっています。周りに迷惑をかけることも無いと思います。以上です。

職務代理

只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。それでは進行を安本会長にお返しします。

(交代)

議長

それではNo.14 の説明をお願いいたします。

農振法に基づく農地利用計画変更について No.14 所有者、西方（氏名）事業実施主体、西方（事業者名）申出地、外入、字神田、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 626 のうち 286 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といったしまして太陽光発電設備の設置です。担当委員は山本委員と青木委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場白木出張所から北東に約 198m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 3 種農地に該当いたします。申出者は太陽光発電による発電事業を営んでいる会社で、発電事業を目的に農地の一部を、パネル設置面積 118.41 m²、発電量 16.5 kW の太陽光発電設備を設置し、会社の収入の安定を図る計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町内に居住している個人且つ事業実施者で、発電を目的として、太陽光発電施設を設置しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模に必要な面積や電線への引き込み等工事の関係を鑑みて、他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は集団農地の縁辺部で西側及び南側が生活道に接した二辺非農地となっており、計画平面図からも農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 引き続きまして、地区担当の山本委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
- 9番 山本です。現地を確認したのですが、イノシシの被害がひどくて、野菜もつくれない状態でした。住宅が近いですが、周囲の同意もとつてあるということで、それは私も知りませんでした。以上です。
- 議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。
- (質問等なし)
- ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手全員)
- 挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。それではNo.15 の説明をお願いいたします。
- 事務局 農振法に基づく農地利用計画変更について No.15 所有者、西方（氏名）事業実施主体、西方（事業者名）申出地、外入、字神田、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 9.73 m²、変更区分は除外です。事業計画、用途といたしまして現況証明願いの願出です。担当委員は山本委員と青木委員です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場白木出張所から北東に約 188m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない農用地区域内にある農地です。申出者は町内に居住する個人で、周囲を高低差のある町道・町有地に囲まれた狭小農地であるため、農業委員会へ現況証明願を提出する計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、所有者は町内に居住している個人で、16 年以上耕作されておらず、町道と高低差があるため耕作機械も入らない狭小農地のため農業委員会にて非農地判断しようとするものです。現況は荒廃しており、代替地はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、東側以外を町道に囲まれた三辺非農地となっており、周辺に

土地改良施設もないため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む扱い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

引き続きまして、地区担当の山本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

9番 山本です。申請地は先程の太陽光の申請地の片隅の、9m²の小さな農地なので、畠として使うというのは実際には考えられないですし、認めてあげたらいいと思います。以上です。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いて、日程4、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、No.1届出人、貸付人、東屋代（氏名）借受人、田布施町（氏名）届出地、東屋代字中村、地番●●●●、地目畠、面積987m²、契約内容農地法

第3条使用貸借権契約期間は平成23年8月30日から令和3年8月29日、合意による解約となっております。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問などが無いようでしたら、皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程5、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 日程5、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、No.1願出人、小松（氏名）願出地小松字石丸開作、地番●●●●、地目畠、面積1,342m²、願出日令和2年6月15日、非農地、確認者は中河委員、星出委員、袴田委員、事務局3名、備考といたしまして宅地として隣接する宅地と相当年数一体的に利用されているため、農地性は失われている、となっています。資料は91～93ページをご覧ください。

No.2、願出人、久賀（氏名）願出地久賀字広瀬、地番●●●●、地目田、面積13m²、願出日令和2年6月15日、非農地、確認者は宮城委員、南方委員、袴小柳員、事務局3名、備考といたしまして現況確認不能地であり農地としての利用は不可能、となっています。資料は93～95ページをご覧ください。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問などが無いようでしたら、皆様のご了承をお願いいたします。続いて諸連絡について事務局よりお願ひします。

(諸連絡)

- ・次回開催令和2年7月21日(火)午後1時から久賀公民館2階大ホール

以上をもちまして第55回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。
長時間お疲れ様でした。

上記は、令和 2 年 7 月 15 日開催の第 55 回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 2 年 9 月 15 日

周防大島町農業委員会会長 廣岡 隆義 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 角井 雅之 

周防大島町農業委員 津賀い一郎 